

納め忘れる(滞納する)と…

■滞納整理のながれ

納期限

20日以内

督促状送付

※督促手数料100円がかかります。
(地方税法第329条等)

完納

未納

10日経過

差押

(地方税法第331条等)

※納期限を過ぎて納付するときは、納期限までに納付された方との公平性を図るため延滞金が加算されます。
(地方税法第326条等)

○延滞金の計算方法

納期限の翌日から納付までの期間に応じて納期限後1か月以内の期間は年7・3%または特例基準割合(前年の11月末における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算したもの)のいずれか低い割合、1か月を経過後の期間は年14・6%の割合で計算した延滞金を本税額に加算して納付しなければなりません。

こんな時には、まず相談を！

災害、盗難、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難な場合は相談してください。
状況をお聞きしたうえで徴収の猶予や分割納付をすることができる場合があります。滞納になる前に税務課に納税相談をしてください。

【注 意】

納税ができない理由や原因が「住宅ローン(個人資産の形成)」「不相応・高額な物品等の購入によるローン」「収入に見合わない生活の維持・浪費」「ギャンブル等」等の場合は「やむを得ない事情」にはなりません。

収支の見直しや返済先への期間延長等の申し出、債務整理など、市に相談する前にあなた自身ができることがあるはずです！

■納税相談・問い合わせ先 税務課 収納グループ ☎(40) 5554

納税に関するQ&A(相談事例)

Q…会社が倒産して失業した。収入がほとんどなく、市県民税を納付できない。

A…市県民税は前年中の所得に対して課税されるため、失業等により突発的に収入が減少した場合でも基本的に税額は変わりません。ただし財産・収入状況や就業状況により徴収の猶予や分割納付をすることがあります。

Q…ローンや借入金返済のため納税できない。

A…住宅ローンは個人資産の形成です。また所得に比べて不相応な物品(貴金属類、高級自動車等)の購入、ギャンブルや浪費による借入はご自身の責任において処理すべきものです。税は法律に基づいて公正・公平に課税・負担されるものであり、個人債務の返済は納税に優先しません。

Q…国民健康保険は子供が加入しているもので、世帯主である自分には納めない。

A…国民健康保険税は加入者のいる世帯の世帯主が納税義務者となります。ご家庭内の事情は納税とは無関係なので、納期限内に納付され、負担についてはご家族でご相談ください。

Q…納付したのに督促状が届いた。

A…督促状の発送は、納付から確認までの日数を考慮して納期限から10日程度経過してから処理をはじめます。納期限後に納付された場合、実際に発送するまで(毎月20日頃)に納付が確認できれば発送を止められますが、発送の直前や数日前に納付された場合には、納付の確認が間に合わないため督促状が発送されます。督促状の印刷や発送にも経費がかかりますので、ぜひ納期限内に納付されるようお願いいたします。

Q…納税相談をして分割納付しているのに督促状、催告書が届いた。

A…事前に納税相談をして分割納付をしている場合でも、本来の納期限に納付されない場合、法律に基づく督促状は発送します。また滞納があるかぎり催告書も基本的に発送しています。

Q…債務整理について弁護士に相談した結果、月数万円支払っている。納税まで手が回らない。

A…債務整理の際に滞納税を債務として含めましたか？含めずに債務整理をした場合は、市にとって、その債務整理は適正ではありませんのであらためて弁護士等に相談してください。